

# 平成30年度から32年度の介護保険料について

日高町では高齢化率の上昇に伴うサービス需要の増加、実績に基づき算定した介護サービス量や給付費などの上昇を見込み、平成30年度から32年度までの保険料基準月額を5,507円へ改定いたしました。前回までの4,871円から13.1%の上昇となりますが、道内平均（5,617円）を下回る水準となりました。

毎年度の介護保険料はこの基準額を基に、所得等に応じた段階ごとの設定となります。

## ＜新しい保険料の反映時期＞

前年度から引き続き特別徴収（年金からの天引き）される方の保険料は、4月・6月・8月の徴収分が前年度と同額になります。前年中の所得が確定し、年額保険料が決定した後は、残りの保険料を10月・12月・2月で徴収します。このため、今回の保険料の改定分は10月以降に支給される年金の徴収分から反映されます。

特別徴収以外の方の保険料は新しい介護保険料による納入通知書を7月に送付します。

## ＜保険料の納め方＞

介護保険料は、毎年7月上旬に個別通知していますが、年度途中で65歳になった方、他の市町村から転入された方、保険料額が変更になった方には、その都度通知いたします。

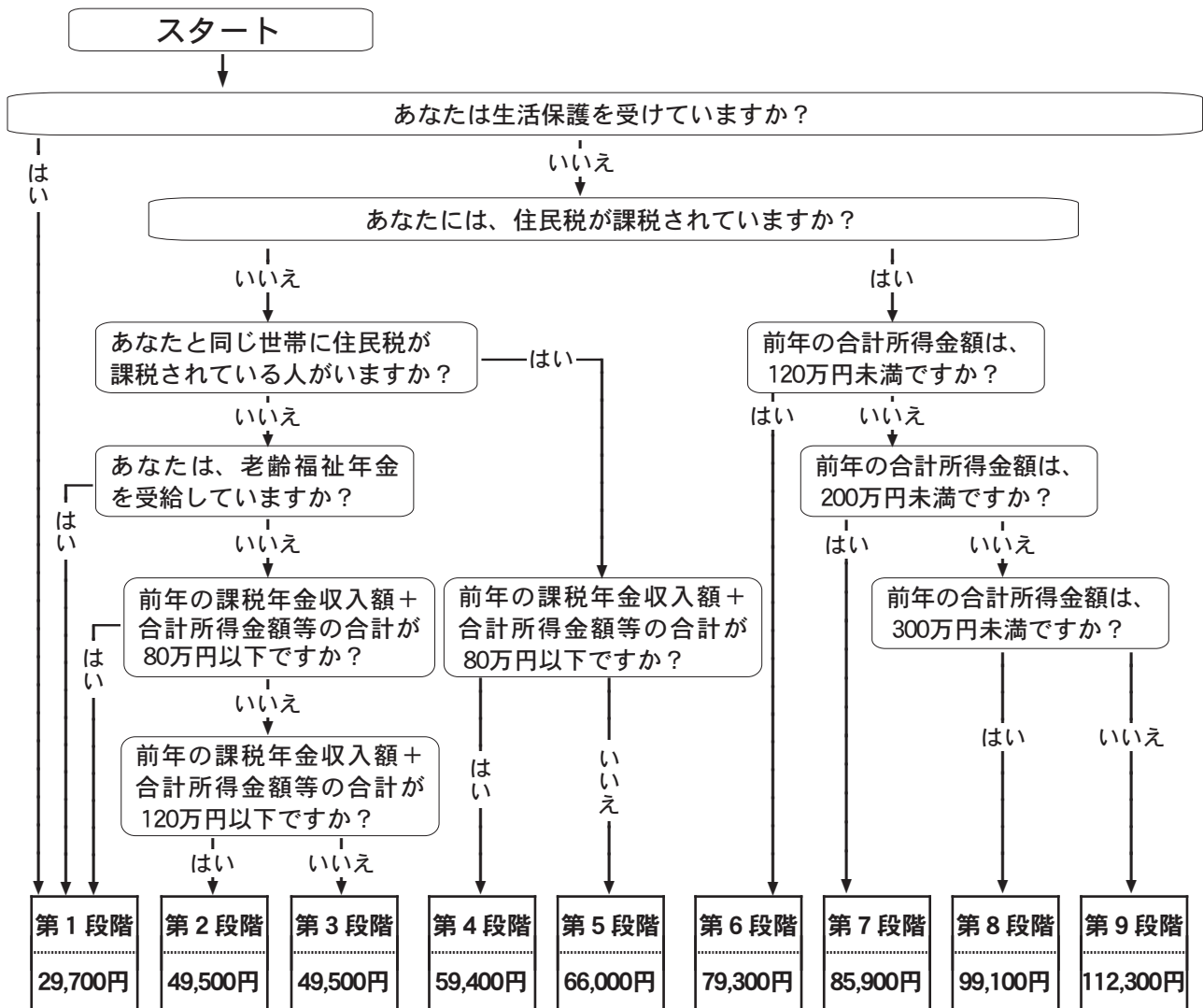
※年度の途中で65歳になった方、他の市町村から転入された方は、特別徴収（年金からの天引き）が開始するまでの間は、普通徴収（納付書払い、または口座振替）となります。

## ＜日高町の介護保険料＞

段階区分	対象者	保険料額 (年間)
《第1段階》	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方	29,700円
	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額等の合計が80万円以下	
《第2段階》	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額等の合計が80万円超120万円以下	49,500円
《第3段階》	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額等の合計が120万円超	
《第4段階》	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額等の合計が80万円以下	59,400円
《第5段階》	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額等の合計が80万円超	66,000円
《第6段階》	本人が住民税課税で前年の合計所得金額等が120万円未満	79,300円
《第7段階》	本人が住民税課税で前年の合計所得金額等が120万円以上200万円未満	85,900円
《第8段階》	本人が住民税課税で前年の合計所得金額等が200万円以上300万円未満	99,100円
《第9段階》	本人が住民税課税で前年の合計所得金額等が300万円以上	112,300円

# あなたの介護保険料の段階区分は？

- 保険料は、前年の課税年金収入額、合計所得金額等に応じて下記の段階に決められます。
- あなたの保険料は、次の項目に該当する段階区分になります。



## 日高町高齢者生活支援費支給事業

日高町では、町内在住の方へ高齢者生活支援費を支給しています。

◎支給対象となる方は、次の項目全てに該当する方です。

- ①世帯員全員が住民税非課税の方
- ②65歳以上の独居世帯の方又は世帯員全員が65歳以上の方
- ③世帯の生活実態が生活保護基準額以下となる方

※生活保護を受給されている方、施設入所されている方は対象外となります

(例)

	1人世帯	2人世帯
65～70歳未満の世帯	805,200円以下	1,217,760円以下
全員70歳以上の世帯	767,160円以下	1,141,680円以下

◎支給額は、月額2,000円を年4回（6月・9月・12月・3月）に分けて支給します。

申請手続きは、日高町役場保険年金課、日高総合支所地域住民課、厚賀出張所又は水・くらしサービスセンターで行ってください。申請の際には**印鑑と収入金額の確認できるもの**を持参してください。（既に高齢者生活支援費支給事業の認定を受けている方は、再度の申請は不要です。）

### 【お問い合わせ先】

日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561  
 日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173